

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	川村 喜実
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援①	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	43,927

1. 計画等概要

(長崎県総合計画エンジン&チャレンジ2025 本文)							(取組項目)			
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	/	18,900円	19,600円	20,300円	21,000円	21,700円	21,700円 (R7)	障害のある方が地域で自立した生活を送るために、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、依然として下記①から②の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品の開発、販路の開拓及び民間との連携等が必要である。
		実績値②	17,664円 (R元)	19,150円	19,341円	25,144円	算定中	/	進捗状況	
		達成率 (②/①)	/	101%	98%	123%	—	/	順調	

2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業 事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)	事業概要	指標（上段：活動指標、下段：成果指標）				令和6年度事業の成果等	
			R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	主な指標	R5目標	R5実績	達成率				
			R6実績				R6目標	R6実績					
			R7計画	事業実施の根拠法令等									
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業対象	事業対象	R7目標	達成率	達成率		
取組項目 i	○ 1	福祉のまちづくり条例施行事業費	1,096	1,096	3,064	●事業内容 すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、長崎県福祉のまちづくり条例に基づき、おもいやり駐車場制度等の施策を推進する。 ●実施状況 長崎県福祉のまちづくりの推進のため、県に協力施設として登録された障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）を利用できる事業所等を公表するとともに、利用対象となる県民に駐車場利用証を交付した。	【活動指標】 障害者等用駐車場利用証交付枚数（枚）	3,745	6,397	170%	●事業の成果 ・利用証交付枚数は前年度から約900枚増加しており、制度の普及が進んでいる。 ・令和6年度は既協力事業所等への働きかけを行い、協力施設が8施設増加したものの、施設廃止等により13施設が減少した。 (協力施設数：令和7年3月31日現在、累計845施設) ●事業群の目標達成への寄与 ・福祉のまちづくりの推進は、福祉的就労への理解促進、暮らしやすさに寄与している。		
			1,203	1,203	3,154		4,720	7,288	154%				
			1,283	1,283	3,151		5,955						
			長崎県福祉のまちづくり条例				【成果指標】 障害者等用駐車場協力施設増加数（施設）	33	22	66%			
			H10-					40	-5	0%			
取組項目 ii	○ 2	福祉サービスに関する苦情解決事業費	—	—	—	県民全般		16					●事業の成果 ・苦情解決合議体の開催については、予定していた6回の協議を行った。 ・また、受け付けた全ての案件は解決しており、福祉サービスの適切な利用又は提供に繋がった。 (苦情相談受付件数) H28 : 80件 R元 : 34件 R4 : 69件 H29 : 59件 R2 : 40件 R5 : 87件 H30 : 50件 R3 : 65件 R6 : 81件 ●事業群の目標達成への寄与 ・相談への適切な助言対応が、福祉サービスのよりよい利用や提供、ひいては円滑な就労に繋がっているため、効果的な福祉的就労に寄与している。
			6,197	3,099	772	【活動指標】 苦情解決合議体の開催数（回）	6	6	100%				
			6,197	3,099	788		6	6	100%				
			6,197	3,099	788		6						
			社会福祉法第83条				【成果指標】 苦情解決率（%）	100	100	100%			
取組項目 ii	○ 3	福祉サービス第三者評価推進事業費	H12-					100	100	100%			
			福祉保健課			○		100					
			406	280	3,830	●事業内容 福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択を支援するため、公正・中立な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」を推進し、評価結果の公表や評価調査者への研修等を実施する。	【活動指標】 評価調査者研修会開催数（福祉サービス）（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・評価調査機関が必要としている項目を確認した上で、研修内容を検討し、研修を実施した。 ・受審数は前年度に引き続き目標を達成しており、福祉サービスの質の向上等に寄与した。 (受審済件数) H28 : 14件 R元 : 24件 R4 : 26件 H29 : 21件 R2 : 29件 R5 : 26件 H30 : 22件 R3 : 10件 R6 : 20件		
			467	359	3,939	●実施状況 福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者評価機関が事業者のサービスの質を評価し、評価結果を県のホームページで公表した。 併せて、評価調査者の質の向上のための継続研修及び新規評価調査者へ調査者としての姿勢や評価のあり方等についての養成研修を実施した。		2	2	100%			
			619	451	3,939	2							
取組項目 ii	○ 3	社会福祉法 第78条	H17-				【成果指標】 評価を受審した事業所数（福祉サービス）（件）	21	26	123%			
			福祉保健課			○		20	20	100%			
						福		24					

取組項目 iii ○ 4	再犯防止推進事業費	36,049	9,049	771	<p>●事業内容 地域における再犯防止を推進するため、長崎県再犯防止推進計画に基づき官民一体となった支援体制を構築する。また、高齢又は障害等を抱える刑務所出所予定者等に対し、出所後に必要な福祉的支援を行い再犯防止につなげるため、地域生活定着支援センターを設置する。</p> <p>●実施状況 再犯防止の取組を推進する刑事司法機関、更生保護団体、関係機関・団体等が情報共有・課題を協議し、連携して取組を推進することを目的として開催する「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」を市町の参加も呼びかけて実施するとともに、市町を対象とした再犯防止対策研修会を開催した。</p>	<p>【活動指標】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">支援要請があった者に対して対応した割合 (%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>100</td> <td>100%</td> </tr> </table>	支援要請があった者に対して対応した割合 (%)	100	100	100%	100	100	100%	<p>●事業の成果 ・高齢者や障害がある刑務所出所者等（被疑者・被告人等を含む）について、出所（釈放）後直ちに適切な福祉サービスを受けられるよう支援するとともに、地域の支援協力者を確保することで、大多数は地域生活への円滑な移行及び自立生活の定着につながったが、一部1年以内の再犯者がみられた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・刑務所出所者等（被疑者・被告人等を含む）のうち、高齢者や障害などがある者に対する相談支援は、対象者の権利擁護に繋がるとともに、対象者の自立に向けた福祉的就労にもつながるものである。</p>
支援要請があった者に対して対応した割合 (%)	100	100	100%											
	100	100	100%											
地域生活定着促進事業実施要領			H21-	<p>地域生活定着支援センターによる刑務所出所予定者等への相談支援を行うとともに、支援協力者の確保のため、福祉事業所等の訪問や市町との連携を行った。</p>										
福祉保健課			—	<p>刑務所出所者等のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者</p>										
			<p>【成果指標】</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">支援者のうち、1年内の再入所者数(人)</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>4</td> <td>0%</td> </tr> </table>				支援者のうち、1年内の再入所者数(人)	0	4	0%	0	4	0%	
支援者のうち、1年内の再入所者数(人)	0	4	0%											
	0	4	0%											

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進

●実績の検証及び解決すべき課題

福祉のまちづくりを推進するため、県に協力施設として登録した障害者等用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、真に必要な方のための駐車スペースを確保する必要があることから、県内共通の障害者等用駐車場利用証（おもいやり駐車場利用証）を交付している。

令和6年度は、利用証の交付枚数の目標は達成できているものの、協力施設数及び区画数が前年度と比較して減少しているため、プラスワン区画の登録拡大を含め施設に対して登録を働きかけていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

適正利用の周知のため、引き続き県広報媒体を活用した広報や福祉のまちづくり推進協議会での協力呼びかけ、協力施設に対する適正利用に向けた声かけなどの依頼を行っていく。

また、協力施設に対して実施したアンケートの結果により、既協力施設の利用状況等が把握できたため、プラスワン区画の登録拡大に向けた働きかけなども行っていく。

※プラスワン区画・・・施設の出入口近くの一般駐車区画を、車いす以外の方で、利用証を持っている方のための駐車区画としたもの。

ii 福祉のまちづくりをより一層実践するためのユニバーサルデザインの普及啓発

●実績の検証及び解決すべき課題

福祉サービスに関する苦情解決は県社会福祉協議会に設置した運営適正化委員会で実施しており、苦情、相談に対して適切な助言や指導、また、相談に応じた専門機関や関係機関への紹介等を行い、令和6年度は全ての案件において解決することができた。引き続き、苦情、相談等に適切に対応し、解決に向けた助言等を行っていく。

令和6年度の福祉サービス第三者評価の受審については、令和5年度よりも受審件数が減少している。福祉サービスによっては受審が任意のものもあるが、施設・事業所側も評価を受けることで課題の整理ができ、よりよいサービスの提供に繋がることから、引き続き受審することのメリットを広く周知し、より多くの施設・事業所に制度を活用してもらう必要がある。

●課題解決に向けた方向性

福祉サービスに関する苦情解決については、福祉サービス利用者の権利擁護を目的としている。そのため、福祉サービス利用者や家族等が困り事等を抱え込むことなく相談できるよう、引き続き、ホームページや長崎県運営適正化委員会ナラシの配布等、本事業の周知、啓発を行っていく。

令和6年度に行なった受審対象事業所へのアンケート結果から、福祉サービス第三者評価の受審方法や受審に要する時間等がわからないとの声があったため、対象施設・事業所が第三者評価事業に対する理解を深められるように、県公式ウェブサイトの更新等を行い、意義や受審方法等についての周知に努める。

iii 長崎県再犯防止推進計画に基づく、安全安心な社会を実現するための再犯防止対策の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

罪を犯した高齢者・障害者等の支援については、本人の特性を踏まえるとともに、刑務所等矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、地域生活への移行を支援していく必要がある。適切な福祉サービスの提供や地域に支援者がいることで、地域生活への復帰・定着が図られ、再犯のリスクも低くなることから、市町や福祉サービス事業者、就労、住宅確保に係る機関、地域における民間ボランティア団体等とのネットワークの構築及び強化を図っていく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

刑事司法機関、更生保護団体、関係機関等からなり、市町の参加も得て開催する長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会において、令和7年度を終期とする第一次長崎県再犯防止推進計画の成果と課題を共有するとともに、再犯防止等に関する取組を更に推進していくための第二次再犯防止推進計画を策定し、ネットワークの更なる拡大・強化を図る。

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「ー」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1 福祉のまちづくり条例施行事業費 H10- 福祉保健課	長崎県福祉のまちづくり推進協議会での審議を踏まえ、長崎県おもいやり駐車場の利用対象者の見直しを行った。令和6年度に協力施設に対して実施したアンケート調査の結果に基づき、協力施設に対し定期的に「おもいやり駐車場だより」を送付することによって適正利用に対する啓発や区画拡大に向けた依頼を行う。	②	令和7年度に実施する利用者アンケート結果を元に、長崎県福祉のまちづくり推進協議会において協議を行い、アンケート結果を踏まえた制度運用の改善等の検討を進めていく。	改善
					引き続き、福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援していく。	
					引き続き、引き続き、福祉サービスに関する苦情解決事業費 H12- 福祉保健課	
取組項目 ii	○	2 福祉サービスに関する苦情解決事業費 H12- 福祉保健課	—	②	引き続き、引き続き、福祉サービスに関する苦情解決事業費 H12- 福祉保健課	現状維持
					引き続き、保育施設、障害者施設、高齢者施設などの関連団体を対象とした事業種別ごとの会議等の機会を捉え、実際に受審した事業所の感想等を取り入れながら事業説明を行うとともに、直近のアンケートの結果を踏まえ、周知方法や内容のさらなる充実を図り、制度について事業所の理解を深めていく。	
					引き続き、引き続き、福祉サービス第三者評価推進事業費 H17- 福祉保健課	
取組項目 iii	○	3 福祉サービス第三者評価推進事業費 H17- 福祉保健課	令和6年度に行った受審対象事業所へのアンケート結果を踏まえ、事業者が、県ウェブサイト上で第三者評価事業に関してより詳しい情報を入手できるよう、事業者向けコンテンツを充実する。	②	引き続き、引き続き、引き続き、福祉サービス第三者評価推進事業費 H17- 福祉保健課	改善
					対象者への適切な支援を行うため、刑事司法、福祉サービス、住宅確保等の関係機関・団体とのネットワークの拡大・強化を図るとともに、国の補助事業を活用した市町に対する情報共有や研修による支援や、本県における再犯防止に向けた課題を踏まえた施策を実施することにより、地域における再犯防止の取組の強化を図っていく。	
					対象者への適切な支援を行うため、第一次長崎県再犯防止推進計画の最終年度となるため、長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会において、関係機関・団体間で第一次計画の成果と課題を共有するとともに、再犯防止等に関する取組をさらに推進していくための第二次長崎県再犯防止推進計画を策定する。	

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができるか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戰略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しどうっているか。
- ⑩ その他の視点